

(参 考)

○住民投票条例のタイプ

1 個別設置型

住民の意思確認の必要性が生じた場合に、市民の直接請求や、首長・議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て住民投票条例を制定し、実施するもの。

- ・メリット…住民投票の必要性を案件ごとに議会で審議することから、制度の濫用を防止できる。
- ・デメリット…住民投票の実施まで時間がかかる。
市民が直接請求しても、議会で住民投票条例を否決した場合は実施できない。

2 常設型（単独型）

住民投票の対象事項や発議などを予め定めた住民投票条例を常設し、要件が満たされた場合にいつでも住民投票が実施できるもの。

- ・メリット…短期間での実施、発議要件を満たせば、議会の議決を経ないで確実に住民投票を実施できる。
- ・デメリット…住民投票の濫用のおそれがある。その場合、大きな経費負担を伴う。
*再投票制限を設けて、同一の事項では一定期間住民投票の請求を行えない規定を入れることによりデメリットの軽減を図ろうとする条例もある（ex.上越市市民投票条例、北広島市市民投票条例）

3 常設型（単独＋直接請求併設型）

常設型に分類されるが、

- ①条例の制定や改正、廃止に関わる請求については、まず地方自治法第74条第1項で規定する直接請求を行い、同条第3項で規定する結果に不服がある時（議会がその直接請求を否決したことに不服がある時）に、常設型の規定による住民投票の請求をすることができるもの（遠軽町町民投票条例第4条、第3条第1項参照）
- ②連署の数が少ない場合は、住民投票の実施について議会の議決を要し、一定数以上の連署があれば即住民投票を実施できるもの。（上越市自治基本条例）

○美幌町の人口の状況（H21. 10. 30現在）

総人口	22,069人
うち18歳以上	18,741人
うち20歳以上	18,308人
18歳以上の1/3以上	6,103人
// 1/4以上	4,686人
// 1/6以上	3,124人
// 1/10以上	1,875人
20歳以上の1/50以上	367人